

業 務 仕 様 書

1 業務名

令和8年度札幌市入院者訪問支援事業実施業務

2 業務目的

精神病床を有する医療機関（以下「精神科病院」という。）の入院者のうち、当該精神科病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者の意向等に即して、当該精神科病院を訪問し、当該入院者の体験や気持ちを丁寧に聴き、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務体制

統括責任者及び事務担当者（訪問支援員や精神科病院との日程調整を行うもの等）を配置するなど、以下の業務を行う当該事業の事務局として必要な体制を取ること。

5 業務内容

(1) 訪問支援活動

① 訪問支援活動の実施調整

ア 対象者

原則、札幌市内に所在地を有する精神科病院に入院中の者のうち、札幌市長の同意による医療保護入院者を対象とする（ただし、実施状況等により面会の延べ回数が150回を下回る場合は、対象者を拡大する可能性がある）。

イ 内 容

- ・ 精神科病院から面会交流希望に関する連絡をメール又は電話で受理すること。
- ・ 本人、精神科病院及び訪問支援員と調整し訪問日を設定すること。
- ・ 訪問支援員を2名一組で精神科病院に派遣し、面会交流を実施すること。
- ・ 面会交流終了後、訪問支援員から活動報告を受け、内容を適切に記録・管理すること。

② 訪問支援員の養成・フォローアップ

受講者の要件及び内容等を市と協議の上以下の研修及びフォローアップを行うこと。

- ・ 精神保健福祉に関する一定の知識を有するもの（精神保健福祉関係や障がい

- 福祉関連業務に従事するもの) 等を対象として、国のカリキュラムに沿った「入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修」を開催し、受講者の募集及び運営管理を行うこと。
- ・ 訪問支援活動に従事する者に対し、定期的な事例検討や個別相談等のフォローアップを行い、支援の質の維持及び向上を図ること。

※ 「入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修」の内容については以下を確認すること。

1. [「入院者訪問支援事業の実施について」（令和5年3月31日付け障精発0331第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課長通知）](#)
2. [「入院者訪問支援事業訪問支援員養成研修」（厚生労働省ホームページ）](#)

③ 事業の周知

本市と協議の上、精神科病院等に対し、本事業の趣旨や利用方法についての周知を行うこと。

(2) 会議体への出席等

当事業に係る推進会議及び実務者会議等に参加し、事業実施における課題や支援の在り方などの報告及び協議を行う。

(3) その他

ア 訪問支援活動体制の構築

本事業の実施に関して、本市及び精神科病院等と連携しながら体制構築を図る。

イ 当該事業の効果測定

上記(1)を実施する中で生じている課題等を把握及び考察し、目的達成に向けた効果測定や今後の支援の在り方や改善策等の提案を行う。

5 業務実施報告

- (1) 受託者は、月次報告として毎月の実施件数、活動報告をとりまとめた業務実施報告（任意様式）及び個人情報の取扱いに関する安全対策の実施状況を明らかにするため「個人情報取扱状況報告書」を作成し、原則、翌月10日までに札幌市障がい福祉課に報告する。
- (2) 受託者は、年間実績報告書として履行期間終了後、速やかに年間総括報告書（任意様式）を札幌市障がい福祉課へ提出する。
- (3) 上記のほか、当該業務に関することについて、必要に応じて、札幌市障がい福祉課に対して報告するものとする。

6 個人情報の取扱

受託者は、本業務を行うにあたって知り得た個人情報等を厳重に管理し、他に漏ら

してはならない。これらについては、業務従事者が本業務の従事から退いた後も同様とする。

7 引継ぎに関する事項

受託者は、契約期間終了後に次の事業者に業務を引き継がなければならない場合、支援の継続性に十分配慮するとともに、本業務遂行に関する引継書を作成し、本市の承諾を得たうえで、確実に業務を引き継ぐこと。

8 そのほか留意事項

- (1) 業務従事者は、対象者の人権を尊重してこれを行うこと
- (2) 業務従事者は、情報交換等により常に関係機関と円滑な関係性の構築を図ること
- (3) 業務従事者は、より効果的な業務遂行のために自己研鑽に努めること
- (4) 受託者は、上記6に定める個人情報の取扱注意事項に違反する事態が生じ、または生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (5) 業務の遂行にあたっては、環境負荷の低減に努めること。
- (6) 当該業務について、疑義があるとき又は仕様に定めのない事項は、委託者と協議のうえ決定する。

8 担 当

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課精神保健・医療福祉係

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所3階南側）

TEL：011-211-2936／FAX：011-218-5181